

○佐賀県警察電話要則

平成15年 6 月27日

本部訓令第12号

佐賀県警察電話要則(昭和42年佐賀県警察本部訓令第12号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、佐賀県警察における警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(使用)

第2条 警察電話による通信は、警察職員が警察の責務を遂行するため、必要な事項をその内容としたものでなければならない。

2 警察職員は、警察電話をその通信の正常かつ能率的な運営を妨げるような態様で使用してはならない。

(部外使用)

第3条 警察本部長は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって警察電話を適正に使用することができると認めるものに対し、警察電話を使用させることができる。

- (1) 国又は地方公共団体の職員であって、警察と緊密な連絡を要する職にある者
- (2) 電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人の職員であって、警察の責務の遂行に当たって緊密な連絡を要する職にある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、警察の責務の遂行に当たって警察と緊急又は緊密な連絡を要する者

2 前項に定めるもののほか、警察電話の部外使用に関し必要な事項は、別に定める。

(秘密の保持)

第4条 警察電話の運営に従事する者及び従事した者は、法令の定めるところにより、通信の秘密を保持しなければならない。

(交換室の設置)

第5条 警察電話要則(平成14年警察庁訓令第13号)第5条第1項に規定する警察本部の交換室は情報管理課に設置し、情報管理課長が管理運営するものとする。

(交換室の事務)

第6条 交換室においては、次に掲げる事務を行う。

- (1) 警察電話と警察電話以外の電話との間で行う通信の接続

(2) 次条に規定する通信統制により発信の規制を受けている警察電話から他の警察電話への通信の接続

(3) 第8条第1項に規定する非常措置が講じられた場合における必要な措置の実施

(4) 警察電話番号その他警察電話の使用についての案内

2 交換室の勤務員は、交換室日誌（別記様式）を備え付け、勤務の状況その他勤務中に取
り扱った事項を記録しなければならない。

（通信統制）

第7条 警務部長は、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を保つため必要があると
きは、通信統制を行うことができるものとする。

（非常措置）

第8条 警務部長は、天災、事変その他非常の事態が発生し若しくは発生するおそれがある
場合又は通信施設に重大な障害が生じ若しくは生じるおそれがある場合には、重要な通信
の疎通を確保するため、臨時に、警察電話による通信を制限し、又は拡張する等必要な措
置（以下「非常措置」という。）を講じるものとする。

2 前項の規定により講じる非常措置の内容、実施手続その他必要な事項については、別に
定める。

附 則

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

別記様式

交換室日誌

課 長	次 席	係 長	係
年 月 日 曜 天気			
勤 務 員	(日勤 ・ 年休 ・ その他) (日勤 ・ 年休 ・ その他)		
補 勤 者		:	～ :
		:	～ :
		:	～ :
		:	～ :
		:	～ :
市 外 通 話 度 数		件	
主な行事、出張等 特記事項			

別記様式